**令和７年度**（令和７年４月１日入所用）

**特別支援保育のご案内**

**（医療的ケアの必要なお子さん用）**



**戸田市**

**◆医療的ケアの必要なお子さんの保育とは◆**

　　戸田市では、医療的ケアが必要でかつ集団保育が可能なお子さんを対象に、指定された保育所等で看護師が医療的ケアを行います。

但し、保育所等で提供する医療的ケアは、「保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うもの」で、担当看護師が児童の教育・保育の部分を含めたすべてを担うものではありません。医療的ケアの必要なお子さんを含むすべての子ども一人一人の育ちを保障するため、集団生活を通して、相互に豊かな関わりをもてるよう保育を提供していきます。

なお、この案内は医療的ケアの必要なお子さんの受入れの流れや手続き等について掲載しておりますので、詳細については「戸田市保育所等における医療的ケア児受入れに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をご覧ください。

１　受入れの要件

　(１)　戸田市在住で、保護者の就労等の理由により保育が必要なこと。

　　 (２) 主治医から集団保育が可能と認められていること。

（３） 医療的ケアが日常生活の中で、保護者及びお子さんに定着していること。

（４） お子さんの病状や医療的ケアに関する情報が、保護者と保育所等の間で十分共有でき、必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

（５）　お子さんの病状や健康状態が安定し、児童同士の関わりの中で過ごすことができ、言葉、身振り等の意思疎通が可能であること。

２　医療的ケアの内容

保育所等で提供する医療的ケアの内容は保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものとし、以下のとおりとします。

（１）口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内部の喀痰吸引

1. 経管栄養（胃ろう・経鼻・腸ろう）
2. 導尿
3. 人工肛門（ストーマ）の管理
4. 血糖値測定・インスリン注射（投与量の調整を行わない）

（６） 酸素療法（カニューレ・マスク）

ただし、上記範囲内であってもお子さんの状況を総合的に判断し、受入れが不可となる場合もあります。　(例：日常的に他のお子さんから隔離した場での保育が必要な場合や、看護師による常時の観察や処置が必要な場合等)

３　対象児童

　　利用開始年度の４月１日時点で、満１歳の誕生日を迎えている児童とします。

４　受入れ体制

1. 受入れ時期は４月１日を基本とします。
2. 令和７年度に医療的ケア児の受入れを行う保育所等は、戸田市立新曽保育園

です。

1. 保育を行う日及び時間は、平日（月曜日から金曜日）の午前８時３０分から

午後５時までを基本とし、原則延長保育は実施しません。

５　医療的ケアが提供できない場合の対応

やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

　６　慣らし保育期間

1. お子さんが新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、初日から一定期間、慣らし保育を実施します。
2. 慣らし保育の期間及び時間については、保護者と保育所等の間で協議のうえ決定します。お子さんの様子や状態によっては、この間の保育時間又は期間が延長又は短縮される場合があります。
3. 慣らし保育は保護者付添いのもと実施します。なお、施設長が保護者の付添いが不要と判断した場合はこの限りではありません。

 　７　申込みにあたっての注意事項

（１）４月入所の１次選考のみの受付とします。

（２）医療的ケア児枠が空いている場合のみ利用が可能となります。

（３）医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄、消耗品の廃棄に　　　　　　　　　　ついては、各家庭での対応をお願いします。

（４）与薬及び食物アレルギー対応は、保育所等の基準に基づき実施します。

**◆医療的ケアの必要なお子さんの申込みの流れ◆**

・保護者の方は、「医療的ケアの申込みを希望されている」旨を電話または保育幼稚園課窓口でお伝えいただき、相談日時の予約をしてください。専門職（保育士・看護師）が、ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施方法等について説明やお子さんの様子、生活の状況、医療的ケアの内容等の聴き取りを行いますので、保育幼稚園課へお越しください。（入所に必要な書類の他、医療的ケアの必要なお子さんの申込みに必要な書類をご案内します。）

・その際、申請時間の予約をしていただきます。なお、都合により

１２月１日（日）の申請が難しい場合はご相談ください。

**事前相談**

**10月31日（木）～11月15日（金）**

・保育幼稚園課へお越しいただき、必要書類提を提出し申込みをしてください。

通常の入所申請書類の他に医療的ケアに関する必要書類を

提出する

・医療的ケア実施申請書

・お子さんの記録（医療的ケア児用）

・医療的ケア児に関する主治医の意見書（0～2歳児用）又は

医療的ケア児に関する主治医の意見書（3～5歳児用）

・特別支援保育申込児童の状況確認書

・「心身状況表乳児用」又は「心身状況表幼児用」

※保育所等が医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担となります。

**特別支援保育**

**入所申請**

**12月1日（日）**

・戸田市立新曽保育園で行われる観察保育（半日程度）にお子さんと一緒に参加していただきます。

 ①医療的ケア児の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所等における集団保育を実施できるかどうかの確認を行います。

②保護者から日頃の医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について必要に応じて確認します。

**観察保育**

**日時：12月10日（火）**

**9時～半日程度**

**場所：新曽保育園**

**）**

**特別支援保育**

**入所審査会議**

・保護者の方からの聞き取りや観察保育の結果をもとに、お子さんの支援の必要性を「特別支援保育入所審査会議」にて検討し、特別支援保育対象の可否を決定の上、郵送でお知らせします。可否の決定が難しい場合、再度観察保育をお願いすることもあります。

・なお、「観察保育」や「特別支援保育入所審査会議」には、学識経験者や専門職（保健師・看護師・公立保育園長・保育士等）が参加します。

**利用調整**

・市では、保育所等の定員の一部を特別支援保育（医療的ケア児を含む）の特別優先枠として設定しているため、先行して利用調整を行います。

**結果通知**

**2月上旬**

・特別支援保育審査会議にて決定した受入れの可否について、保護者に通知を送付します。安全な受入れに課題があり、受入れが困難な場合は、関係機関と連携を図りながら、他施設や他事業への紹介等の対応を行います。

・利用調整の結果（入所内定・保留）を保護者へ郵送でお知らせします。

内定した場合、主治医に「医療的ケア児に関する指示書」の記載を依頼してください。

・内定した園で入所面接を受けていただきます。

1. 医師が記載した「医療的ケアに関する指示書」を保育所等へ提出してください。
2. 保護者は「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」を記入し、保育所等へ提出してください
3. 保育所等は内定面談で保育時間等を確認し、「医療的ケア実施承諾書」を保護者に送付します。保護者は内容を確認し、承諾のうえ保育所等へ提出してください
4. 入所説明会に参加していただきます。

**入所面接**

**利用開始**

**(令和７年４月1日)**

・保育施設等利用決定通知書を送付します。

　利用開始後は、お子さんが慣れるまでのあいだ保育時間の短い「慣らし保育」の期間を設けています。

**〈**留意〉提出された書類「医療的ケア実施申請書」「お子さんの記録（医療的ケア児用）」及び「医療的ケアに関する主治医の意見書」の内容に実際との相違があった場合、保留や内　定取り消しになる場合があります。

**◆医療的ケアのお子さんに関するＱ＆Ａ◆**

**〇申請をしても入所できないことはありますか。**

医療的ケアの対象になった場合でも、指数の高い方から希望園の中での希望順位に基づき利用調整し、内定となります。また、集団保育が困難なお子さんや日常的に他のお子さんから隔離した場での保育が必要な場合は、入所できないことがあります。

**〇医療的ケアでの入所になった場合、卒園するまで医療的ケアを受けられますか。**

医療的ケアの実施期間は、年度末までとなります。医療的ケアを継続する場合は、１年ごとの見直しになります。医療的ケアを継続する場合は、必要な書類(「医療的ケア実施申請書(継続用)」「お子さんの記録(医療的ケア児用：継続用)」「医療的ケアに関する指示書（０～２歳児用））」又は「医療的ケアに関する指示書（３～５歳児用）」)を提出していただきます。

申請書提出後、特別支援保育審査会議にて、引き続き同一の医療的ケアが必要と認められた場合は、継続して保育を行います。

**〇入所後、医療的ケアの内容が変更になった場合はどうなりますか。**

入所後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、改めて必要な書類(「医療的ケア実施申請書(継続用)」「お子さんの記録(医療的ケア児用：継続用)」「医療的ケアに関する指示書（０～２歳児用）」又は「医療的ケアに関する指示書（３～５歳児用）」)を提出していただきます。申請書類提出後、お子さんの健康状態等に基づき、集団保育の継続実施について改めて審議します。

　 　市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は継続して保育を実施しますが、規定以外の医療的ケアが必要になった場合は、退所となる場合もあります。

　**〇医療的ケアの担当看護師が不在の場合はどうなりますか。**

やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

　　**〇入所後、市外に転出した場合は引き続き医療的ケアを受けられますか。**

基本的に特別支援保育は戸田市民が対象となります。

年度途中で市外への転出される場合等は、保育幼稚園課及び



転居先の市へご相談ください。